

豊川市高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 豊川市高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、高齢者の尊厳の保持という観点から、豊川市及びその他関係機関の連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの拡充及びその運用を行い、もって、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉サービス介入ネットワーク、関係専門機関介入支援ネットワークからなる三層構造の高齢者虐待防止ネットワークの拡充及び運用に関すること
- (2) 高齢者虐待防止策の検討及び高齢者の権利利益擁護の評価・見直しに関すること
- (3) 地域住民への広報・普及活動に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、高齢者虐待ネットワークの管理・運営に関すること

(運営協議会)

第3条 運営協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 運営協議会に会長を置き、豊川市福祉部介護高齢課長をあてる。
- 3 会長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

(高齢者虐待防止ネットワーク会議)

第4条 運営協議会に高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 ネットワーク会議は、個別事例について定例的に情報交換及びケース検討するとともに、緊急事例等が発生し、ケース検討が必要な場合については、随時開催できるものとする。

(事務局)

第5条 運営協議会の事務局は、豊川市福祉部介護高齢課に置く。

- 2 ネットワーク会議の庶務は、豊川市南部地域包括支援センターにおいて処理する。

(秘密の保持)

第6条 運営協議会及びネットワーク会議の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に必要な事項は、会長が運営協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表 1

豊川市高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会

組織・団体等名称	構成員区分
愛知県豊川保健所	愛知県豊川保健所の推薦する者
愛知県弁護士会	愛知県弁護士会の推薦する者
名古屋法務局豊橋支局	名古屋法務局豊橋支局の推薦する者
豊川市医師会	豊川市医師会の推薦する者
愛知県豊川警察署	愛知県豊川警察署の推薦する者
民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の推薦する者
豊川市介護保険関係事業者連絡協議会	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 居宅介護・介護予防支援部会の推薦する者 (居宅介護支援事業所のケース担当者含む)
	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 施設部会の推薦する者
豊川市社会福祉協議会	豊川市社会福祉協議会の推薦する者
豊川市民病院	ソーシャルワーカー
豊川市	介護高齢課長

<事務局>

豊川市福祉部介護高齢課	課長補佐
豊川市子ども健康部保健センター	高齢者支援係長及び担当職員
豊川市地域包括支援センター	成人保健係長
	各地域包括支援センター所長

別表 2

豊川市高齢者虐待防止ネットワーク会議

組織・団体等名称	構成員区分
愛知県豊川保健所	愛知県豊川保健所の推薦する者（※）
愛知県弁護士会	愛知県弁護士会の推薦する者（※）
名古屋法務局豊橋支局	名古屋法務局豊橋支局の推薦する者（※）
豊川市医師会	豊川市医師会の推薦する者（※）
愛知県豊川警察署	愛知県豊川警察署の推薦する者（※）
民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の推薦する者（※）
豊川市介護保険関係事業者連絡協議会	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 居宅介護・介護予防支援部会の推薦する者 （居宅介護支援事業所のケース担当者含む）
	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 施設部会の推薦する者
豊川市社会福祉協議会	豊川市社会福祉協議会の推薦する者
豊川市民病院	ソーシャルワーカー
豊川市	介護高齢課高齢者支援係長及び担当職員
	保健センター成人保健係長及び担当職員
豊川市地域包括支援センター	各所長及びケース担当者

（※）は必要に応じて随時出席